

「第 25 回補助事業に関する第三者委員会」議事録要旨

1. 日 時：令和元年 7 月 5 日（金）
午後 1 時 56 分から午後 3 時 57 分まで
2. 場 所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館 6 階大会議室
3. 議 事：
 - (1) 第 24 回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応
 - (2) 平成 30 年度事業の評価結果等
 - (3) 施設整備事業の事後評価結果（平成 30 年度事後評価分）
 - (4) 令和元年度の補助事業の概要等
 - (5) その他
4. 出席委員：菅委員、鈴木委員、高橋委員、廣岡委員、横溝委員
5. 農林水産省出席者：生産局総務課機構班 成田課長補佐、須佐係長、生産局畜産企画課 新納調査官、調整班 森武課長補佐、田中係長、生産局園芸作物課価格班 朝倉課長補佐、阿部係長
6. 機構出席者：佐藤理事長、近藤副理事長、庄司総括理事、渡辺総括理事、神宮理事、土肥理事、松原理事、石垣理事、小星監事、矢島監事ほか
7. 開会、理事長挨拶等
荒木企画調整部長が開会を宣言した後、佐藤理事長が挨拶し、平成 30 年度において機構が実施した補助事業の概要等について説明した。
鈴木座長は、委員会の終了後、委員の了承を得た上で、ホームページに委員会の議事録要旨を公開したい旨を提案し、各委員の了解を得た。
8. 議事
議事（1）「第 24 回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応」について庄司総括理事から、議事（2）「平成 30 年度事業の評価結果等」について庄司総括理事、土肥理事及び松原理事から、議事（3）「施設整備事業の事後評価結果（平成 30 年度事後評価分）」について土肥理事から、議事（4）「令和元年度の補助事業の概要等」について土肥理事及び松原理事から、それぞれ資料に基づいて説明し、質疑応答を行った。

<質疑応答>

[議事（１）第 24 回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応]

(鈴木座長)

消費者の方から時々、我が国における牛以外の畜種でのトレーサビリティシステムの実施状況に関する質問を受ける。例えば、カナダでは豚のトレーサビリティシステムを導入し、豚肉輸出のプロモーションを強化している。我が国では牛以外の畜種でのトレーサビリティシステムの運用はあまり進んでいないのが実情かと思われるが、その実態に関する情報提供について御検討いただきたい。

[議事（２）平成 30 年度事業の評価結果等]

(横溝委員)

平成 30 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業で多くの不用額が計上された主な要因として、機械の納品までに当初見込みより時間を要することや、牛舎の補改修の設計等の段階で想定より費用・時間を要すること等が明らかになったため、要望を取り下げる酪農家が多かったことが挙げられているが、国の畜産クラスター事業が活用されたことにより当該事業が活用されなかったということはあったか。

(土肥理事)

酪農関連の施設整備事業としては、機構が実施する酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（通称、楽酪GO事業）と、国が実施する楽酪事業及び畜産クラスター事業がある。これらのうちどの事業を活用するかについては、要望段階で最適な事業が活用されるよう整理されてきた。一方、事業実施に当たっては、これらの事業は単年度事業であるため当該年度内に完了しなければならないことから、準備段階で想定していた以上に時間等を要することが判明したため辞退者が出たと聞いている。加えて、（機構の）楽酪GO事業と（国の）楽酪事業の関係では、優先的に国の事業を活用するように運用してきたことから、機構事業の方で不用額が多い結果となっている。

(鈴木座長)

畜産クラスター事業について、現場では規模要件が厳しく家族経営規模では活用しづらいという意見がある一方、国の方では規模要件を緩和しているとの話を聞いた。国と現場で認識の相違がないか、農水省の方から説明していただきたい。

(新納調査官)

畜産クラスター事業については、T P P 関連対策（体質強化対策）の一環として実施しているため、規模拡大を主要なメルクマール（指標）としてきたが、中小規模の生産者にとって対応が難しい場合があることも考慮し、2年程前から生産性向上等の別の指標を設定することも可能としている。本件についてこれまで十分な周知が図れていなかったという反省を踏まえ、昨年から各地域における周

知活動を強化しているところであり、今後より多くの方々に畜産クラスター事業を活用していただけるものと考えている。なお、楽酪事業や楽酪GO事業では、生産性向上等ではなく、労働省力化を指標として設定することになっている。

(廣岡委員)

肉用牛経営は繁殖経営と肥育経営に大別されるが、繁殖・肥育一貫経営は補助事業上、どのように取り扱われるのか教えていただきたい。

(土肥理事)

畜産経営安定対策では、肉用子牛対策と肉用肥育牛対策がそれぞれ講じられているが、一貫経営の生産者はどちらの対策にも参加可能である。

(廣岡委員)

その場合、同一経営体に対して補助金が二重に交付されていることにはならないのか。

(渡辺総括理事)

例えば、同一経営体に対して肉用子牛生産者補給金と牛マルキンのどちらも交付されるかと考えた場合、肉用子牛価格が高騰している現状では、肉用子牛生産者補給金は発動せず、肥育素牛として価格が高い肉用子牛を導入する肥育経営は経営が逼迫しているため牛マルキンが発動しているという意味では、同一経営体に対して補助金が二重に交付されていることにはならない。

(土肥理事)

近年では肉用牛肥育経営の生産者が繁殖・肥育一貫経営に移行する動きや、酪農経営にも参画し肉用子牛を自家生産する動きが増えている状況である。

(菅委員)

牛マルキンの登録生産者数は5,754者、豚マルキンの事業参加者数は2,179者ということであるが、近年における事業参加者数の傾向は。また、現状のカバー率とカバー率を上げる必要性についてどのように考えているのか教えていただきたい。

(土肥理事)

登録生産者数について、全体的には減少傾向で推移しているが、T P P 11協定の発効に伴い牛・豚マルキンが予算事業から法制化された(平成30年12月30日)時点では、牛マルキンがほぼ現状維持、豚マルキンが微増という状況であった。

また、カバー率については、農水省の統計とは戸数のカウント方法や時点が異なるため一概には比較できないが、戸数ベースでは牛・豚マルキンいずれも約5割程度で、と畜頭数ベースでは牛マルキンが9割強、豚マルキンが8割強をカバーしている状況である。法制化に伴う制度変更時にも生産者等に対する周知活動は十分に行っており、また、制度未加入者は廃業予定者や制度へ加入できない大規模生産者であると考えられることから、既に制度として一定の加入率をカバ

一していると認識している。

(菅委員)

畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の財源と不用額の取扱いについて教えていただきたい。また、畜産の資金残高はどの程度か。

(土肥理事)

畜産業振興事業のうち、牛・豚マルキン等の経営安定対策及びその他補完対策に係る予算は毎年度所要額が措置され、交付金等の発動がない場合等には、不用額は（翌年度以降に使用する財源として）資金に残る。緊急対策の実施に際しては、国から新たな予算が措置されるか若しくは機構の資金を充てるかについての都度指示がある。

(庄司総括理事)

平成 29 年度末の畜産関連の資金残高については、調整資金が 431 億円、畜産業振興資金が 2,863 億円で、平成 30 年度末の残高は現在決算整理中であるが、若干減少する見込みである。

(松原理事)

野菜関連では、緊急需給調整事業と契約野菜収入確保モデル事業については、その執行額は野菜の需給・価格動向に左右される性格上、基金事業として実施しており、不用額は基金に残る。加工・業務用野菜生産基盤強化事業については、毎年度予算額見合いの財源が国から機構に交付され、不用額は決算整理後国へ返還している。

(鈴木座長)

T P P 11 協定の発効に伴い、今後関税収入が減少する可能性があるが、どのように対応するつもりか。

(新納調査官)

T P P 11 協定の国境措置により、牛肉については 16 年目までに関税が 9 % まで削減されることとなっている。一方、毎年 1,200 億円程度の関税収入が確保されている中、その一部は機構が行う牛・豚マルキン等の財源に充てるため牛肉等関税財源交付金として機構へ交付されることとなっている。16 年目までという長期の関税削減期間を考慮しても、当面は財源が不足することは見込み難い。また、T P P 対策として位置付けられている機構事業については、「総合的な T P P 等関連政策大綱」の中で、これら事業の財源は「政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。」とされているため、必要な財源は国においてしっかりと確保して参りたいと考えている。

(菅委員)

牛肉等関税収入全体を見ると、機構事業に充当されるのはそのごく一部で、未使用額は一般財源として使用されていると思われるが、将来的にこれまでの未使用額を機構事業の財源として使用可能かどうか教えていただきたい。

(新納調査官)

法律（肉用子牛生産安定等特別措置法）上、当該年度の対策費に照らし、当該年度の牛肉等関税収入見込額では不足すると認められる場合は、この不足分について、過去の年度における関税収入の未使用額を充てることができることとされている。対策費が不足するような事態になった場合には、このことも踏まえて、政府全体の予算の中で当該対策費の財源を確保していくものと思われる。

(鈴木座長)

平成 30 年北海道胆振東部地震による停電のため廃棄を余儀なくされた生乳に対する損失補償の要請にはどのように対応されたのか。また、停電した際、一部地域の乳業メーカーのみが非常用電源を持っていたことに対して反発があったように思えるが、早急な対策が講じられたのか教えていただきたい。

(渡辺総括理事)

北海道胆振東部地震に係る酪農家向け対策については、酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）の中で、簡易畜舎等の整備、乳用雌牛の導入、乳房炎の治療・予防等の取組に対する支援を行った。

(土肥理事)

また、緊急対策として措置された畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業により、乳業メーカー等による非常用電源の導入を支援する措置が講じられ、今年度も継続的に実施している。

(新納調査官)

補足説明させていただくと、確かに当時、一部の乳業メーカーで、道内の工場のうち、自家発電設備を備えていた工場とそうでない工場があった。そのため、昨年度末に北海道の乳業工場を中心に、非常用電源の導入支援措置を講じたところであるが、現在、ブロックごとに整備すべき工場を整理した上で、非常用電源の導入支援措置の活用に向けた手続きが進められているところである。

[議事（3）施設整備事業の事後評価結果（平成 30 年度事後評価分）]

(鈴木座長)

費用対効果分析による事後評価の結果、すべての事業（3 事業 13 件）で投資効率が 1 を上回った要因は何か。

(土肥理事)

新規参入円滑化等対策事業については、肉用子牛の価格が好調であったことが要因の一つと考えられる。

[議事（4）令和元年度の補助事業の概要等]

(菅委員)

本年度の補助事業の予算額と前年度比について教えていただきたい。

(土肥理事)

畜産業振興事業の本年度予算額は、昨年度とほぼ同水準の200億円規模である。また、このほかに当初予算で、97億円規模の緊急対策が措置されている。なお、昨年度まで畜産業振興事業（予算事業）の一環として実施していた牛・豚マルキン（総額1,250億円程度）については、TPP11協定の発効を踏まえ、畜産経営の安定に関する法律（畜安法）に基づく法定の交付措置として位置付けられたため、畜産業振興事業の枠組みから外れるが、機構が実施する経営安定対策の柱となる制度として、引き続き畜産業振興事業と密接な関連を有することに変わりはない。

(松原理事)

本年度の野菜農業振興事業の予算額については、緊急需給調整事業が昨年度の1億3,300万円に対し3億7,500万円、契約野菜収入確保モデル事業が昨年度の4億7,000万円に対し1億2,200万円、加工・業務用野菜生産基盤強化事業が昨年度の9億4,500万円に対し6億3,400万円となっている。

(横溝委員)

令和元年度の畜産業振興事業に係る評価手法の中で、楽酪GO事業のうち労働負担軽減事業における搾乳ロボットのコスト分析による基準額が3,000万円/台から3,200万円/台に改定された理由を教えていただきたい。

(土肥理事)

基準額は事業採択時の上限額となるものであるが、本年度事業を実施するに当たり、従来3,000万円/台を上回るもので高性能の設備があるとの要望等があったことを踏まえ改定したところである。

(高橋委員)

テレビドラマの影響もあり、若い世代の方にも酪農に興味を持っていただけたらと思うが、現状では酪農経営よりも肉用経営の方が収益性が高いように感じられる。酪農の生産基盤の強化のために、また、国産チーズの競争力強化のためにどのような取組みを行っているのか教えていただきたい。

(渡辺総括理事)

高齢化等により乳用牛飼養戸数や飼養頭数が減少する中、酪農経営支援総合対策事業では、酪農家の生産基盤を強化するため、酪農家の後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備、後継者への初任牛導入に係る支援、酪農ヘルパーの利用拡大、地域の生産体制を強化するための経営離脱農家の資産の有効活用、持続可能な経営体を創出するための協業的経営の推進などの取組みを支援している。また、国産チーズの競争力を高めるため、国産乳製品等競争力強化対策事業により原料面での生乳の高品質化の取組みなどを支援している。

(廣岡委員)

酪農経営においては、子牛販売による所得の増加を図るため、交雑種（F1）の生産や受精卵移植による黒毛和種の借腹生産が増加している。一方で、乳用牛を増頭するためには、どのような取組みを行っているか。

(渡辺総括理事)

まず一つは、国の事業により、乳用後継牛を確保するため、雌の性判別精液を利用する取組みを支援しており、その結果、現在では性判別精液の利用率が16%程度にまで増加している状況である。

もう一つは、機構の酪農経営支援総合対策事業の中で、乳用牛の供用期間を延長するため肢蹄保護や乳房炎防止の取組み、牛床マットの整備等の支援を行っている。

(新納調査官)

補足説明させていただくと、一つはやはり、性判別精液をうまく使っていただくことにより、直接的に乳用雌牛を増やしていく取組みである。これにより、統計上の飼養頭数も増加傾向にある。

もう一つは、先程の酪農経営支援総合対策事業の中で、例えば都府県であれば乳用育成牛を北海道や公共牧場等に預託し、初妊牛として酪農家へ戻す取組みへの支援を行っている。これにより、預託期間中は、牛舎のスペースが空くことになるので、そこでまた別の搾乳牛を飼養して、回転率を向上させることが可能となる。

(渡辺総括理事)

これまでの国・生産者が一体となった酪農の生産基盤強化のための取組みが功を奏し、乳用牛の飼養頭数は平成30年以降増加に転じている。特に、2歳未満の未經産牛（乳用後継牛）の飼養頭数は、北海道ではここ5年程増加傾向で推移していたが、近年では都府県でも増加が見込まれており、明るい兆候が出始めているのではないかと考えている。

(鈴木座長)

酪農生産基盤の維持・強化を図るため、さらなるご尽力をいただくことを期待している。

9. 閉会